

互助会報

第81号

発行：一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会
〒030-0802 青森県青森市本町五丁目1番5号
TEL 017-723-6527 FAX 017-723-5619

4



表紙写真：来さまい大畑桜ロード

contents

令和7年度事業計画及び収支予算の概要	2
収支予算	3
事務局からのお知らせ	4
令和7年度福祉互助会会員研修旅行について	6
年金者連盟からのご案内	7

会員の動き

現職会員	4,631名
退職会員	4,597名
継続会員	135名
配偶者会員	64名
合計	9,427名
(令和7年2月28日現在)	

令和7年度事業計画及び収支予算の概要

1 市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
10	22	8	28	68

2 会員の数

	現 職 会 員		退 職 会 員 等 (人)	合 計 (人)
	会員数 (人)	加入率 (%)		
令和5年度末実績	4,935	39.1	5,180	10,115
令和6年度末推計	4,626	36.0	4,748	9,374
令和7年度末推計	4,307	33.5	4,362	8,669

3 評議員・役員の数

評 議 員	理 事	監 事	計
10名	9名	3名	22名

4 掛金の標準報酬月額に対する割合（財源率）

$$\frac{5}{1,000}$$

5 事業の種類

（単位：千円）

項 目		事 業 計 画 額	概 要
事業費	医 療 給 付 費	109,584	60歳以上70歳までの退職会員とその配偶者等に、または選択された年齢の間に医療機関別に健康保険適用の自己負担額から、1件当たり5,000円を控除した額を給付
	退 会 給 付 費	41,158	現職会員が死亡した時、任意での退会の申し出をした場合に給付
	表 彰 費	9,000	1年間医療給付を受けなかった退職会員等に、記念品を贈呈
	研修旅行助成費	3,000	退職会員及び配偶者会員に対し、福祉互助会が企画した国内・海外研修旅行に参加した場合に助成金を支給
	互助会報発行費	2,147	年2回、全会員に互助会報を配布
	計	164,889	

収 支 予 算

令和7年度収支予算は経常収益合計228,493千円、経常費用合計216,065千円となり、当期経常増減額は12,428千円の当期利益となる予定です。この当期利益は正味財産に積み立てられ、令和7年度予算策定時における令和6年度の正味財産期末残高は853,800千円で、令和7年度の正味財産期末残高は866,228千円となる予定です。



(単位：千円)

収 入			支 出		
科 目	金 額		科 目	金 額	
基本財産運用益	4		事業費	164,889	
受取掛金	117,144		医 療 給 付 費	109,584	
雑収益	111,345		退 会 給 付 費	41,158	
			表 彰 費	9,000	
			研修旅行助成費	3,000	
			互助会報発行費	2,147	
			管理費	51,176	
			給 料 手 当 等	17,894	
			委 託 費	4,180	
			租 税 公 課	17,104	
			そ の 他	11,998	
合 計	228,493		合 計	216,065	
令和7年度当期経常増減額			12,428		
令和7年度正味財産期末残高			866,228		



一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会会員に関する規程と給付規程の一部改正が令和7年4月1日施行されました。

今回の一部改正では、令和7年4月より退職会員になる会員は、医療給付期間が会員と配偶者それぞれ60歳の誕生日（月の初日が誕生日の場合はその前月。以下同じ）から70歳の誕生日まで（退職会員になる時に会員または配偶者が60歳を超えている場合を除く）の制度はそのまま残し、医療給付開始時期の選択制を追加いたしました。

選択制は、医療給付開始時期を会員の61歳、62歳、63歳、64歳、65歳の誕生日から選んでいただき、終了時期は開始時期の10年後です。配偶者の医療給付期間は配偶者の年齢ではなく会員本人の10年間と一緒にとなります。

会員の皆様にとって適した開始時期を選択していただきたいと存じます。

●医療費請求書

医療費請求書はホームページからダウンロードできます。データの注意書のシートまたは医療費請求書の裏面には「医療費請求書の記入上の注意」が掲載されていますので、ご覧ください。

医療費請求書を郵送希望の方は当福祉互助会にご連絡をお願いします。

●対象となる医療費について

- 1 保険適用分の支払金額（食事負担は除きます）で、医療機関ごと、入院・外来別に、なおかつ1か月分ごとに合算した金額が対象となります。
- 2 総合病院において、複数の診療科を受診した場合は合算して1件となりますが、歯科の場合はそれだけで1件として取り扱います。
- 3 薬局分は、外来と合算してください。

※例 病院を4月30日に受診し、その時処方された薬を5月1日に薬局で受け取り支払う場合は、病院受診分と合算して4月分になります。

●医療給付について

- 1 医療給付費の額は、療養及び訪問看護に要した費用から健康保険法その他国又は地方公共団体の法令に基づき支払われる額（附加給付等が行われる場合はその額を含む）を控除した額が、1件につき5,000円を超えた場合（食事負担は除きます）、その超えた額になります。ただし、100円未満の端数は切り捨てます。
- 2 一会計事業年度における給付の額は、本人及び配偶者それぞれ10万円が限度となります。

会計事業年度の途中で限度を超えた請求は、翌会計事業年度に有効期間内であれば差額請求できます。差額請求する場合は、10万円を超えた時の請求分をもう一度医療費請求書に同じく記入し（金額も同じです）、領収証（コピー可）と一緒に提出してください。

- 3 青森県市町村職員共済組合の組合員は、共済組合より附加給付（一部負担金の額の払い戻し等）があります。附加給付は標準報酬月額によって変わりますので、当福祉互助会の医療給付を決定するために問い合わせる場合があります。
- 4 高額療養費や21,000円以上の医療費の請求は、多数該当や世帯合算の確認のために問い合わせる場合があります。
- 5 医療費請求の有効期間は、診療月から2年間です。

※例 医療費請求書が令和7年5月中に当福祉互助会へ必着の場合は、令和5年5月受診分から有効期間となります。

- 6 医療給付は、当福祉互助会が医療費請求書を毎月15日までに受付した分については、翌月の10日に送金いたしますが、5月と1月の送金日は20日となっています。なお、各該当日が休日等の場合は、その前日になります。

当福祉互助会の「医療給付」に係る会計事業年度の令和7年度（令和7年4月給付分から令和8年3月給付分）の送金日とその請求書受付締切日は下表のとおりです。令和7年度給付の医療費請求書の最終受付は令和8年2月13日必着となります。

令和7年度

医 療 給 付 の 送 金 日		左記送金日の請求書受付締切日
令和7年4月10日	←	令和7年3月14日
令和7年5月20日	←	令和7年4月15日
令和7年6月10日	←	令和7年5月15日
令和7年7月10日	←	令和7年6月13日
令和7年8月8日	←	令和7年7月15日
令和7年9月10日	←	令和7年8月15日
令和7年10月10日	←	令和7年9月12日
令和7年11月10日	←	令和7年10月15日
令和7年12月10日	←	令和7年11月14日
令和8年1月20日	←	令和7年12月15日
令和8年2月10日	←	令和8年1月15日
令和8年3月10日	←	令和8年2月13日

※送金日は変更になる場合もあります。

●その他

- ・住所変更はご連絡お願いいたします。
- ・給付金の受取口座の変更は、届出変更届（ホームページからダウンロード可）の提出が必要です。
- ・退職会員が死亡された時は、配偶者の方が引き続き医療給付を受けるための継続会員への手続きが必要となりますのでご連絡お願いいたします。

令和7年度 福祉互助会会員研修旅行について

今年度の会員研修旅行は国内を3コース企画いたしました。ご参加お待ちしております。

Aコース

大阪・関西万博と神戸、淡路島・オリーブの島 小豆島 4日間
旅行期間：令和7年7月1日（火）～令和7年7月4日（金）

Bコース

「伊勢神宮」参拝と世界遺産「熊野古道」を訪ねる南紀周遊 4日間
旅行期間：令和7年9月16日（火）～令和7年9月19日（金）

Cコース

世界自然遺産「屋久島」と風光明媚な宇宙科学の島「種子島」 4日間
旅行期間：令和7年10月14日（火）～令和7年10月17日（金）



※旅行コース内容詳細につきましては、同封のパンフレットをご参照ください。

【募集要項】

1 参加資格

退職会員とその配偶者及び配偶者会員並びに継続会員とします。

年齢については満70歳までとなりますが、会員とその配偶者のどちらかが満70歳を超えていても、同伴する場合は参加できるものとします。

2 参加受付

参加受付は、同封のパンフレットによる「参加申込書」を旅行会社への郵送によるものとし、電話による受付はいたしません。

また、各コースとも締め切り前に定員に達した場合は、その時点で締め切りとなり、それ以降はキャンセル待ちとします。

3 助成金について

退職会員（配偶者は除く）及び配偶者会員に5万円を助成いたします。

助成金該当者は、旅行代金から助成金が引かれます。

退職会員の配偶者、継続会員は助成されません。

退職会員（配偶者は除く）及び配偶者会員とも満70歳までが助成金の対象となりますが、海外及び国内にかかわらず一度助成金の支給を受けた方は、以後5年間は助成を受けることができません。

4 その他

参加資格や助成金等に関して不明な点は当福祉互助会事務局へ、旅行受付や内容等に関することはパンフレット記載の旅行会社へそれぞれお問い合わせください。

※配偶者会員とは、現職会員が掛金納付期間を満了する前に死亡した場合において、当該死亡した者の配偶者で引き続き加入することを申し出た者をいいます。退職会員の配偶者ではありません。

年金者連盟からのご案内

青森県市町村職員年金者連盟
〒030-0802 青森市本町五丁目1番5号 TEL 017-723-6528
E-mail : a-nenren@ctv-kyosai-aomori.or.jp

年金者連盟は、「全国市町村職員共済組合連合会」から年金の給付を受けている方、または年金待機者（年金の受給開始年齢に達していない方）等の会員で組織している任意団体です。

主に、年金制度の改善運動と会員とその家族の福利厚生を目的として、昭和44年に設立し、現在の会員数は約4,300人となっています。

今後の事業を一層充実したものにするためにも、ひとりでも多くの方々のお力添えが必要です。

退職後の未加入者及びこれから年金受給権者となられる方々に年金者連盟へご加入いただきたく、案内申し上げます。

（会員数は令和7年2月末現在）

①連盟への加入方法

共済組合HPから加入申込書をダウンロード、または電話・メール等でご連絡いただければ加入申込書をご自宅へ送付いたします。必要事項をご記入のうえ郵送願います。

なお、共済組合から年金決定通知書を送付する際に加入申込書を同封させていただいております。

②連盟の会費

★年金受給者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降4月の年金から1年分が控除となります。

翌年度からの会費は下記のとおりです。

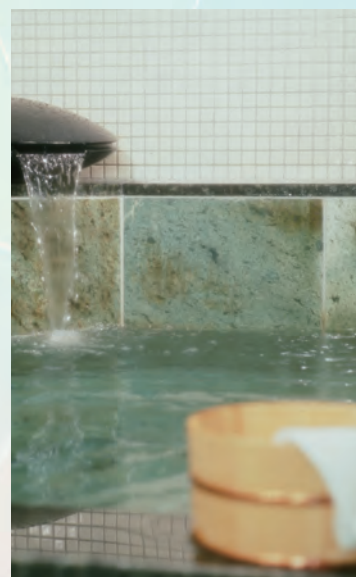
- ・退職・老齢年金受給者…年金年額×千分の3.2
 - ・障害年金受給者……………年金年額×千分の1.8
 - ・遺族年金受給者……………年金年額×千分の1.8
- （上限5,000円／下限1,000円）

★年金待機者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降、年金決定年度まで2,000円を連盟口座に振込していただきます。年金が支給されましたら自動的に年金受給者会員と同様に4月の年金から控除されます。

③連盟の主な事業

種 類	内 容
慶 祝 事 業	◆75歳になる会員に慶祝記念品の贈呈
福 祉 事 業	◆宿泊施設の利用助成（全国の市町村職員共済組合関連の施設等） 1泊3,000円（会員、配偶者・1人1年度につき延2泊まで） ◆団体傷害保険、団体疾病保険、団体介護保険、がん保険 保険料は団体割引で、生活の負担にならないよう安く設定されています。 ◆葬儀支援サービス（26.4万円（税込）から利用できます） ◆災害見舞金制度（非常災害により被害を受けられ、一定の要件に該当した場合） ◆青森市しんまちクリニックでの人間ドック受診特別割引（会員と配偶者） ◆医薬品の割引軒旋 ◆各支部では、独自の事業として年1回の通常総会、日帰り旅行等を行っています。
広 報 事 業	◆広報誌「連盟だより」を年2回発行し、全会員に配付しています。



令和7年度互助会員様限定料金



シングルルーム
素泊まり 7,000 円
朝食付き 8,650 円

デラックスシングルルーム
(1名様ご宿泊)
素泊まり 8,000 円
朝食付き 9,650 円



(2名様ご宿泊)
素泊まり 5,500 円
朝食付き 7,150 円



和室(2名様ご宿泊)
素泊まり 7,500 円
朝食付き 9,150 円



ツインルーム又は
和室(3～5名様ご宿泊)
素泊まり 6,000 円
朝食付き 7,650 円

会席付きプラン
(ツインルームご利用時) 13,650 円

消費税・サービス料込・おひとり様の料金です。
駐車代は一泊一台につき500円を頂戴いたします。



笑顔と温もりと優しさ

アップルパレス青森

青森市本町五丁目1-5 <https://apple-palace.com/>

ご予約・お問い合わせ先

TEL 017-723-5610

(宿泊課直通)